

公益社団法人 群馬県栄養士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人群馬県栄養士会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、食と健康の専門職として職業倫理と科学的根拠に基づく活動を通して、県民の公衆衛生の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民の健康の増進及び疾病の予防に資する事業
- (2) 食と栄養の学術及び技術の発展に資する事業
- (3) 各世代の栄養改善と福祉の向上に資する事業
- (4) 教育機関への協力と食育の推進に資する事業
- (5) 管理栄養士・栄養士の資質向上に資する事業
- (6) 管理栄養士・栄養士の職業紹介に資する事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条の規定の管理栄養士、栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に対し特別の功労があった者又は学識経験者であつて、理事会の推薦により総会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であつて、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格取得)

第 6 条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定める入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会で決定された額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会が定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は賛助会員の団体が解散したとき
- (3) 退会したとき
- (4) 正会員が、管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (5) 除名されたとき

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員資格が喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第12条 本会の総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 正会員の5分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(構成と定足数)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告、収支決算及び計算書、財産目録の承認
- (4) 理事会が総会に付議した事項
- (5) 会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、一般社団・財団法人法及び本会定款に定められた事項

2 総会は、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項については、決議することはできない。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。

2 会長は、第12条第3項の規定による請求があったときは、速やかに総会を招集しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、出席正会員数の過半数をもって行い、可否同数の時は議長が決する。

2 前項前段の場合、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 理事又は監事を選任する議案の決議は、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決と委任)

第18条 正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第13条及び第17条の規定の適用について、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長の代表及び総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

4 第2項の専務理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事は正会員の中から選任する。

2 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。ただし、理事会は当該会長、副会長及び専務理事候補者を総会の決議で選出し、理事会において選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

4 専務理事は、この定款及び理事会で定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 役員は、第20条に定める定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第26条 役員報酬等は、総会において決定した基準に基づいて算定した額を支給することができる。

(名誉会長)

第27条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会において推戴する。
- 3 名誉会長は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

第28条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるすることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会への会長、副会長及び専務理事候補者決議の付議

(種別)

第31条 理事会は、定例理事会を事業年度内に4回開催する。

- 2 臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、又は会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき、その他法令で定められたときに開催する。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集し、その議長は会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集し、議長となる。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることのできる出席理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 協 力 団 体

(協力団体)

第35条 本会は、理事会で別に定める団体と協力して事業を行うことができる。

第8章 事 務 局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の任免に関しては、理事会の承認により会長が任免し、その他の職員の任免と業務管理は専務理事が行う。
- 4 事務局の組織、業務管理に必要な規則等は理事会が定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本会の定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が解散等において清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

第12章 雑 則

(委 任)

第46条 この定款の施行についての細則等は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 平成26年5月31日 一部変更